

四水客セ第344号
令和5年12月14日

指定給水装置工事事業者 様

四日市市上下水道局 お客様センター所長

アパート検査における注意事項について（通知）

平素は、本市上下水道行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給水装置工事が完成し、局に竣工を提出する前に、必ず担当の主任技術者が図面と現地が相違ないか検査を行い、給水装置工事完成検査報告書に記載し、竣工書類を提出してください。

特にアパートの場合において、お客様番号、部屋番、メータ番号が一致しないことが散見されます。中には、現場と給水図面は一致しているのですが、建築業者からの図面と、給水図面が相違していたり、部屋番プレートを設置する際に誤って付けていた事例が発生しています。発見が遅れば、その期間の水道料金の追加徴収や還付を行う等、多大な労力が発生するだけでなく、お客様にも大変ご迷惑をお掛けすることになります。

再発防止を図るため、アパート検査において、必ず各部屋に部屋番を本設置した状態で検査を受けるようにしてください。もし、現地で部屋番が付いていなければ、検査は行いません。後日再検査となりますので、徹底をお願い致します。

<事務担当>

四日市市上下水道局 管理部

お客様センター 給水審査係

電話 059-354-8363

FAX 059-354-8375